

平成27年度行橋市職員採用試験案内

1. 第1次試験日 平成27年9月20日（日）

2. 受付期間 平成27年7月15日（水）～8月14日（金）

【持参】8時30分～17時（ただし、土・日・祝日は受け付けておりません。）

【郵送】8月14日（金）消印有効（書類が完備しているもの限り受け付けます。）

3. 試験区分、採用予定、職務の概要等

試験区分		採用予定数	職務の概要等
初級	事務職	1名程度	市長部局・議会・各種委員会等で事務に従事します。
	事務職 (身体障がい者対象)	1名程度	市長部局・議会・各種委員会等で事務に従事します。
	消防職	2名程度	消防署で消防業務（2交替制勤務）に従事します。なお、採用後6ヶ月間は消防学校に入校します。
	技能労務職	1名程度	市長部局・議会・各種委員会等で単純な労務（尿尿収集、塵芥収集業務等）に従事します。
上級	事務職	2名程度	市長部局・議会・各種委員会等で事務に従事します。
	技術職（土木）	1名程度	市長部局・水道事業等で設計、施工監督等の業務に従事します。

4. 受験資格

試験区分	受験資格	
初級	事務職	平成6年4月2日～平成10年4月1日までに生まれた人
	事務職 (身体障がい者対象)	身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの人で、次の要件を全て満たす人 ① 昭和55年4月2日～平成10年4月1日までに生まれた人 ② 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしで職務の遂行が可能な人 ③ 活字印刷文による出題及び口頭による面接試験に対応できる人
	消防職	① 昭和63年4月2日～平成10年4月1日までに生まれた人 ② 以下の身体基準 （視力）両眼とも0.6以上又は矯正視力1.0以上であること （色覚・聴力）正常であること ③ 日本国籍を有する人
	技能労務職	昭和63年4月2日～平成10年4月1日までに生まれた人
上級	事務職	昭和63年4月2日～平成6年4月1日までに生まれた人
	技術職（土木）	昭和55年4月2日～平成6年4月1日までに生まれた人

※ 初級、上級ともに学歴は問いません。

※ 次に該当する人は受験できません。

- ① 日本国籍を有しない人（消防職のみ）
- ② 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人
 - 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - 行橋市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5. 試験の日時、会場、合格発表

(第1次試験)

試験区分	日 時	会 場	合 格 発 表
全試験区分共通	平成27年9月20日(日) 受付開始 9:00 試験説明 9:50 試験開始 10:00 ※ 終了時間は試験区分により異なります。	西日本工業大学 苅田町新津 1-11 0930-23-1491	平成27年10月9日(金) (予定) 行橋市ホームページ及び 市役所掲示板に合格者の 受験番号を掲示します。 なお、合格者のみ文書で通 知します。

(第2次試験)

試験区分		日 時	会 場	合 格 発 表	
初級	事務職	集団討論	11月上旬 ※ 詳細については第1次試験合格者に文書で通知します。	行橋市役所庁舎 行橋市中央 1-1-1 0930-25-1111	平成27年11月中旬に行橋市ホームページ及び市役所掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に合否結果を文書で通知します。
上級	事務職 技術職(土木)				
初級	事務職 (身体障がい者対象)	作文 (事前提出) 個人面接	12月上旬 ※ 作文課題及び提出期限等詳細については第1次試験合格者に文書で通知します。	行橋市役所庁舎 行橋市中央 1-1-1 0930-25-1111	平成27年12月中旬に行橋市ホームページ及び市役所掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に合否結果を文書で通知します。
	消防職				
	技能労務職				

(第3次試験)

試験区分		日 時	会 場	合 格 発 表	
初級	事務職	作文 (事前提出) 個人面接	12月上旬 ※ 作文課題及び提出期限等詳細については第2次試験合格者に文書で通知します。	行橋市役所庁舎 行橋市中央 1-1-1 0930-25-1111	平成27年12月中旬に行橋市ホームページ及び市役所掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に合否結果を文書で通知します。
上級	事務職 技術職(土木)				

※ 初級事務職(身体障がい者対象)、消防職及び技能労務職については、第3次試験はありません。

6. 試験の科目、内容等

	試験区分		科目	内 容
第1次試験	全試験区分共通		教養試験	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式による筆記試験
	初級	事務職共通	適性検査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる検査
		消防職	適性検査	消防職員としての適応性を性格的な面からみる検査
			体力測定	200m走、懸垂、握力等の測定 (雨天の場合は測定種目の変更あり)
		技能労務職	適性検査	労務職員としての適応性を作業適正と社会適応性の両面からみる検査
			体力測定	1500m走、懸垂、握力等の測定 (雨天の場合は測定種目の変更あり)
	上級	事務職 技術職(土木)	専門試験	事務職員又は技術職員として必要な専門的知識等の能力についての択一式による筆記試験
第2次試験	初級	事務職	集団討論	人柄等についての集団討論による試験
	上級	事務職 技術職(土木)		
	初級	事務職 (身体障がい者対象) 消防職 技能労務職	作文 (事前提出)	課題に対する理解力、文章による表現力、文章構成力等の能力についての筆記試験
			個人面接	人柄等についての個人面接による試験
			健康診断	健康状態についての医学的検査
第3次試験	初級	事務職	作文 (事前提出)	課題に対する理解力、文章による表現力、文章構成力等の能力についての筆記試験
	上級	事務職 技術職(土木)	個人面接	人柄等についての個人面接による試験
			健康診断	健康状態についての医学的検査

※ 初級職は高校卒業程度、上級職は大学卒業程度の学力を要します。ただし、学歴は問いません。

※ 第1次試験の教養試験及び専門試験の出題分野は、概ね次の通りです。

試験科目	試験区分	出 題 分 野	
教養試験	全試験区分共通	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能	
専門試験	上級	事務職	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係
		技術職 (土木)	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)及び土木施行

7. 第1次試験当日（9月20日）に持参するもの

- ① 受験票
- ② 筆記用具（HBの鉛筆又はシャープペンシル及び消しゴム）
- ③ 昼食〔会場付近に食事ができる施設はありません。なお、初級事務職（身体障がい者対象を含む）は必要ありません。〕
- ④ 時計（時間機能だけのもの）
※ スマートフォン、携帯電話等については、時計として認めません。
- ⑤ 消防職受験者及び技能労務職受験者は、運動ができる服装（靴は屋外用・屋内用の両方）を準備して下さい。
- ⑥ 車椅子等の補装具の持込を希望する方は、その旨を申込書の備考欄に具体的に記入して下さい。

8. 試験合格から採用まで

この試験の最終合格者は、試験区分ごとに作成する「採用候補者名簿」に成績順に登載され、職員に欠員が生じ、市長が必要と認めた場合に、その中から名簿登載順に採用（原則として6ヶ月間は条件附採用）されます。従って登載順位によっては採用が遅れたり、採用されないこともあります。なお、この採用候補者名簿の有効期間は、登載の日から1年です。

この試験に基づく合格者の採用は、原則として平成28年4月1日以降に行われます。

9. 給与（給料、諸手当）

初級職は146,500円程度、初級消防職は167,000円程度、初級技能労務職は、144,200円程度、上級職は180,800円程度の給与が支給されます。なお、上位の学歴や経験年数を有する人は、一定の基準により加算されることがあります。またこの他に、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

ただし、これらの額は、給与関係の条例、規則等の改正により変更されることがあります。

10. 試験結果の開示

この試験の結果については、行橋市個人情報保護条例第23条の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人（未成年者にあつては、その法定代理人を含む。）が受験票を持参のうえ、直接市役所にお越し下さい。

試 験	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	受験者	順位及び得点	最終合格発表の5日後から60日間	行橋市役所4階 総務課職員係
第2次試験				
第3次試験				

（注）未成年者の法定代理人が開示請求をするときは、受験票の他に、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍抄本）及び法定代理人自身であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）を持参して下さい。

11. 受験手続

① 試験案内及び申込書・受験票の請求

■ 窓口での請求

行橋市役所4階総務課職員係にて配付します。

■ 郵送での請求

封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った「宛先」明記の返信用封筒（角形2号封筒：A4サイズが折らずに入る大きさ）を同封して下さい。

※ 切手を貼った返信用封筒が同封されていない場合は、申込書等は送付しません。

※ 請求をしてから1週間を過ぎても申込書等が届かない場合は、総務課職員係まで必ずお問い合わせ下さい。

■ 行橋市ホームページからダウンロード

申込書及び受験票をダウンロードする場合は、A4サイズの白色用紙（感熱紙や裏紙の使用は不可）で、はがきの厚さ程度のものに、縮小や拡大をせずに印刷して下さい。

② 受験申込

■ 提出書類 申込書 及び 受験票

■ 受付場所 行橋市役所4階総務課職員係 〒824-8601 行橋市中央一丁目1番1号

■ 受付期間 平成27年7月15日（水）～8月14日（金）

8時30分～17時（ただし、土・日・祝日は受け付けておりません。）

※ 郵送の場合は、8月14日（金）までの消印があり、かつ書類が完備しているものに限り受け付けます。

※ 郵送で申し込む場合は簡易書留として下さい。その際は、封筒の表に「採用試験申込書在中」と朱書きし、82円切手を貼った「宛先」明記の返信用封筒（長形3号封筒）を同封して下さい。

③ 受験票の交付 受付後に受験票を交付します。（可能な限り持参受付をお願いします。）

※ 申込みをしてから1週間を過ぎても受験票が届かない場合は、総務課職員係まで必ずお問い合わせ下さい。

④ 申込書等作成上の留意事項

■ 申込書、受験票にはそれぞれ写真を貼って下さい。（申込前3ヶ月以内に、上半身・無帽・正面向きで撮影したもので、縦4cm×横3cm程度のもの、写真の裏に氏名・試験区分を記入しておくこと。）

■ 写真（2枚）や印鑑（1カ所）がもれている場合は受理できませんので、特に注意して下さい。

⑤ 受験票の紛失、未着等

受験票を紛失した場合又は受験票が届かない場合は、9月11日（金）までに必ず総務課職員係までご連絡下さい。

〔参考〕日本国籍を有しない受験者の皆様へ

平成27年度行橋市職員採用試験においては、**消防職を除き**、日本国籍を有しない人も受験することができます。

採用後は、公務員に関する基本原則に基づいて任用されることとなりますので、本市職員採用試験を受験するに当たっては、下記の事項にご注意下さい。

1. 日本国籍を有しない人が就く職について

公務員の任用は、**公務員に関する基本原則・・・日本国籍を有しない人は、公権力の行使（許可、市税の賦課徴収、強制執行など住民の権利義務等を一方的に決定すること）又は公の意思の形成への参画（行政施策の企画立案、予算の編成など政策的判断を伴う事務について決定すること）に携わる職に就くことはできないという原則・・・**に基づいて行われます。

従って、上記の公務員に関する基本原則にあたらぬ職に就くことになります。

2. 従事する職及び管理職への昇任について

行橋市では、上記の公務員に関する基本原則にある公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職について次のとおり定めていますので、採用後は概ねこれ以外の職に任用されることになります。

① 公権力の行使に携わる職

- ア 徴税吏員
- イ 許認可に携わる管理職
- ウ 強制執行に携わる管理職

② 公の意思の形成への参画に携わる職

- ア 庁議を所管する管理職及び常時これに参画する管理職
- イ 政策の総合企画及び調整を所管する管理職
- ウ 市財政を所管する管理職
- エ 各機関の人事を所管する管理職

3. 日本国籍を有しない人で、採用時点において法令により永住が認められていない人（在留の資格が「永住者」又は「特別永住者」以外の人）は、採用されません。

【申込みと問い合わせ先】

行橋市総務部総務課職員係

〒 824-8601 行橋市中央一丁目1番1号（市役所東棟4階）

TEL 0930-25-1111 （内線）1433、1434